

平成30年9月7日
航空局
自動車局
道路局

関空連絡橋のマイカー利用の禁止について －関西国際空港へは公共交通をご利用ください－ (第3報)

関空連絡橋は、9月7日午前5時10分より、緊急車両やシャトルバス等に限定して、連絡橋上り線を用いた対面通行を実施しています。

具体的に通行可能な車両は、別紙の通りとなりますが、通行が可能な容量が限られることから、引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。

なお、明日9月8日の始発列車から、JR西日本、南海電鉄ともに「りんくうタウン」駅まで運転されます。これに伴い、臨時シャトルバスも「りんくうタウン」駅からの運行に変更されます。（※JR「日根野駅」及び南海電鉄「泉佐野駅」からの運行はありません）

関西国際空港をご利用の際は、鉄道・リムジンバス等の公共交通機関のご利用をお願いします。

臨時シャトルバスやリムジンバスの運行情報については、関西空港交通のHPをご覧ください (<http://www.kate.co.jp/>)

問い合わせ先：代表 03-5253-8111

航空局 近畿圏・中部圏空港政策室 矢嶋 (49614)

直通 03-5253-8729

航空ネットワーク部航空事業課 稲福 (48523)、黒木 (48524)

直通 03-5253-8705

自動車局 旅客課 藤井 (41203)

直通 03-5253-8568

貨物課 橋本 (41302)

直通 03-5253-8575

道路局 企画課道路経済調査室 四童子 (37612)、掛井 (37632)

直通 03-5253-8487

高速道路課 久保 (38352)、清水 (38332)

直通 03-5253-8490

これまで通行可能であった緊急を要する車両の例

- ・警察、消防、救急関係の車両
- ・災害救助、復旧活動のための車両（例：物資・人員運搬車両）
- ・バス（空港に残された利用者を空港から運び出すためのもの）
- ・物資輸送車両（空港内のコンビニ、物流施設等）
- ・報道関係車両
- ・空港関係者の車両（エアライン関係、物流事業者等）

今回通行可能となる車両

- ・営業用乗合・貸切バス（リムジンバス・臨時シャトルバス等）
- ・鉄道・バスを利用することが著しく困難な方が利用するタクシー・ハイヤー

引き続きマイカー（白ナンバー）、レンタカーは利用できません。
関西国際空港をご利用の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。